

ごみ処理有料化の導入について

中間答申

平成28年11月29日

福島市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
1 ごみ処理の現状	2
2 福島市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績	2
3 有料化とは	2
4 有料化の実施状況	3
5 有料化の有効性	
(1) 負担の公平性	3
(2) リサイクルの促進	3
(3) ごみ処理手数料の活用	4
6 有料化により生まれる効果	4
7 有料化を実施した場合の検討内容	4
(1) 有料化の対象範囲	4
(2) 手数料の徴収方法	5
(3) 指定ごみ袋のサイズと金額	5
(4) 粗大ごみのシールの金額と使用方法	5
(5) 不法投棄防止策	5
(6) 住民理解	6
8 有料化を実施した場合の課題	6
9 今後の取り組み	6
(1) ごみ処理有料化の是非について	6
(2) ごみ処理有料化の実施内容について	6

参考資料

図－1	福島市のごみと資源物の流れ	7
図－2	福島市のごみ排出量等の推移	7
図－3	福島市の1人1日あたりごみ排出量の推移	8
図－4	焼却量及び埋立処分量の推移	8
表－1	全国の状況	9
表－2	福島県内の状況	10
図－5	可燃ごみの組成	11
表－3	福島市における現在の資源物分別品目	11
表－4	有料指定袋と単純指定袋について	12
表－5	単純従量型と一定量無料型等の料金体系比較	12
表－6	東北の県庁所在地の状況	13
表－7	他自治体の有料指定袋及び粗大ごみ処理券の料金	15
参考	諮問（写）	16

はじめに

福島市廃棄物減量等推進審議会（以下、審議会）は、去る平成27年7月2日付27清第88号で福島市長より「ごみ処理有料化の導入について」諮問を受けました。

諮問項目は2点で、（1）ごみ処理有料化の是非について、（2）ごみ処理有料化の実施内容についてであります。

福島市における平成27年度市民1人1日あたりのごみ排出量は1,154g（除染活動から発生したごみを除く）で全国的にも多い状況にあります。このごみの減量化については、最終処分場の残余容量には限りがあることや、焼却処理施設の負担軽減及び延命化を図る必要があることから喫緊の課題であります。

ごみ処理有料化は排出量に応じてごみ処理手数料を徴することで、ごみの減量化・資源化の推進等を図るための施策であり、福島市一般廃棄物処理基本計画においても、経済的手法について検討することとしております。

制度の検討にあたっては、重要性の高い課題であり、市民に直接かつ密接な問題であることから、今般、審議会に諮問が行われました。この諮問により審議会では9回の審議会と1回の先進地視察を行い、ごみ処理有料化についての議論を重ねました。

今後は、この中間答申について市民の意見を幅広く伺いながら、さらに検討を進め、有料化の是非を含めた最終のとりまとめを行うこととしております。

平成28年11月29日

福島市廃棄物減量等推進審議会

会長 樋口良之

1 ごみ処理の現状

平成18年度より減少傾向にあった福島市のごみ発生量は、東日本大震災後に増加、そして平成25年度には若干減少に転じはしたものの、市民1人1日あたりのごみの排出量はまだまだ多い状況にあります。

また、最終処分場の残余容量には限りがあることや、焼却処理施設の負担軽減及び延命化を図る必要があることから、更なるごみの減量化・資源化を進めることは喫緊の課題であり、一層のごみ減量を進める必要があります。

(参考資料 図-1～図-4 参照)

2 福島市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績

福島市一般廃棄物処理基本計画では、平成32年度までに市民1人1日あたりのごみ排出量を890g以下とすることを目標としています。

しかしながら、平成27年度における1人1日あたりのごみ排出量は1,154g(除染活動から発生したごみを除く)であり、計画の目標値と大きく離れています。

今後は、ごみ処理に関する市民等の意識を高めながら、より一層の減量行動の実践を促すことが必要と考えます。(参考資料 図-3 参照)

3 有料化とは

ごみ処理有料化の基本的な考え方は、ごみを排出する市民等がごみ処理費用の一部を負担することにより、市民に減量やリサイクルを進める動機付けが生まれ、公平性の確保などを前提としたごみの発生抑制、ごみ排出量の減量化、リサイクル可能な資源の分別、市民等の意識改革等を促そうとするものです。

4 有料化の実施状況

全国のごみ処理有料化の実施状況については、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、家庭系ごみに関しては、79.1%となっております（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成26年度）」より）。

また、福島県内においては、家庭系ごみに関しては可燃ごみ、不燃ごみともに45.8%（59市町村のうち27市町村 「平成24年度福島県の一般廃棄物処理の状況」より）が有料化を実施しています。（参考資料 表-1、表-2参照）

5 有料化の有効性

（1） 負担の公平性

ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保するためにも、減量努力が市民一人ひとりに反映するようなしくみが必要と考えます。

各自ごみの排出量に応じて「ごみ処理手数料」という形で負担することで、ごみ排出量と負担額が連動することになり、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性が確保されると考えます。

（2） リサイクルの促進

本市のごみの組成調査の結果によると、家庭ごみの中には古布・古紙類が約50%混入しており、有料化を行う場合、資源物は有料化の対象外とする上で資源物の分別種類の拡充などにより、リサイクルの促進が図られると考えます。

（参考資料 図-5参照）

(3) ごみ処理手数料の活用

市におけるごみ処理手数料の用途については、現在行っているごみ集積所設置費助成事業などの各種助成金の拡充やごみの減量化・資源化に関する促進、啓発事業の施策等へ活用するほか、新たな施策への有効活用についても検討が必要であると考えます。

6 有料化により生まれる効果

「ごみ処理有料化」の導入に関しては、経済的動機付けにより、ごみ減量に対する意識の向上、発生、排出抑制の効果が期待できる有効な施策の一つです。

加えて、有料化に伴うごみ処理手数料は、有料化以外のごみ減量化施策を支援できるものと期待されます。

また、ごみ減量化は最終処分場の延命化、焼却処理施設の負担軽減や延命化を図ることが期待でき、さらには将来建設が必要となる最終処分場や焼却処理施設の建設コストが圧縮できる可能性もあると考えられます。

7 有料化を実施した場合の検討内容

本市において、諮問されたごみ処理有料化を導入する場合、既に有料化を実施している近隣自治体の状況や減量の効果などを踏まえ、下記の内容等について検討しました。

- (1) 有料化の対象範囲 可燃ごみ、不燃ごみ。ただし、資源物は対象外とします。(参考資料 表-3参照)

- (2) 手数料の徴収方法 現在使用している透明袋の購入費用にごみ処理費用を上乗せした指定ごみ袋(可燃ごみ袋、不燃ごみ袋)を購入してもらうことにより、手数料を負担していただきます(単純従量型)。また、粗大ごみは、処分の際、粗大ごみに貼付するシールを購入します。
- (参考資料 表-4、表-5 参照)

(3) 指定ごみ袋のサイズと金額

1ℓ=1円(他自治体の単価を参考)とすると、

10ℓ10枚入り 100円

20ℓ10枚入り 200円

45ℓ10枚入り 450円

(参考資料 表-6、表-7 参照)

- ※(例) 現在市販の透明袋 45ℓ30枚入りを購入した場合 150円~450円
- 有料指定ごみ袋 45ℓ30枚入りを購入した場合 1,350円
(45ℓ×1円/ℓ×30枚=1,350円)

(4) 粗大ごみのシールの金額と使用方法

粗大ごみの種類(大きさ等)によって必要なシール枚数(他自治体の金額を参考:シール1枚あたり500円)を購入して貼付します。

(参考資料 表-7 参照)

(5) 不法投棄防止策

関係機関との連携した周知啓発活動やパトロール等の強化が必要であると考えます。

(6) 住民理解

有料化施策の目的、有料化の制度と併用施策、市民負担の大きさ、負担軽減の手段、見込まれる効果などについて、きちんと情報提供し丁寧な説明会を実施することが極めて肝要と考えます。

8 有料化を実施した場合の課題

ごみ処理有料化を検討するにあたっては、市民に負担をお願いすることであり、ごみ減量の効果と市民の理解が得られる適切な手数料金額の設定、手数料収入とそれによる新たな有効活用の施策、不法投棄防止策など今後慎重に検討すべき課題があると考えます。

9 今後の取り組み

有料化の検討にあたっては、有料化ありきではなく、ごみの減量化・資源化への意識の啓発が図られるよう、また、有料化以外の施策の展開にも最善を尽くすよう、市に望むものであります。

今後は、この中間答申について市民の意見を幅広く伺いながら、さらに検討を進め、有料化の是非を含めた最終のとりまとめを行うこととします。

(1) ごみ処理有料化の是非について

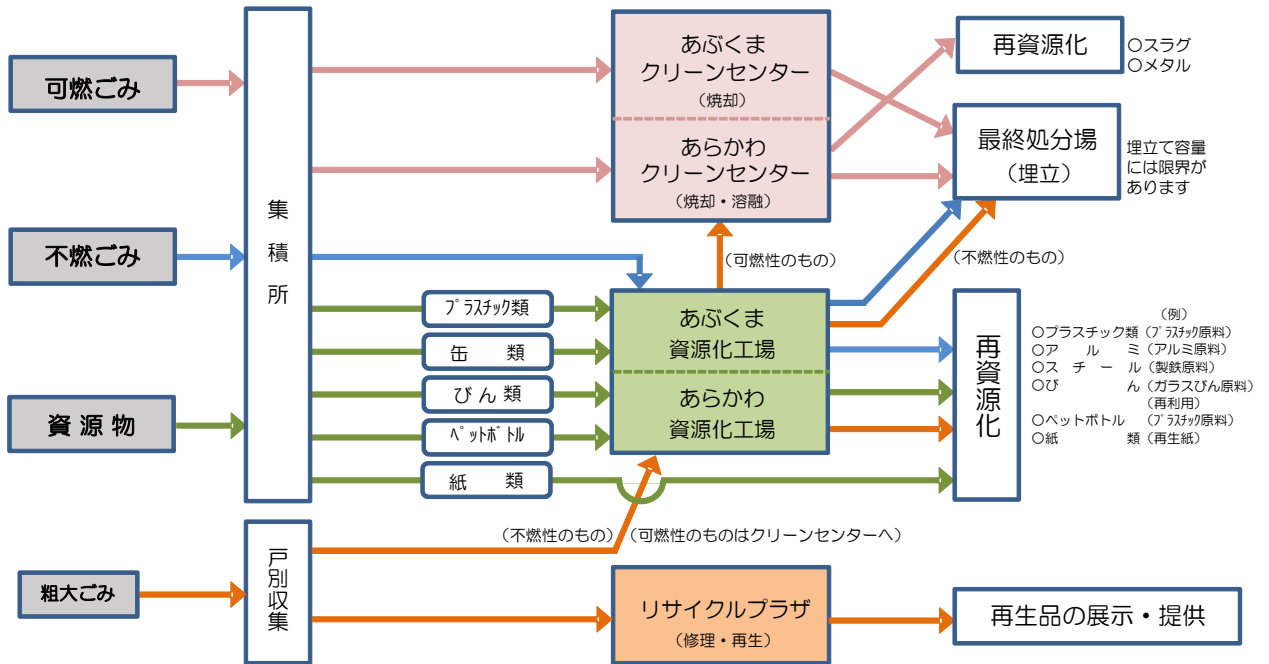
ごみ処理有料化はごみの減量化・資源化への効果はあると考えるものの、市民全体に関わる新制度の導入であり、課題の整理が必要であることから、有料化の是非について、今後検討及び審議を重ねていきます。

(2) ごみ処理有料化の実施内容について

ごみ処理有料化の制度設計等を含む実施内容については、実施している他市町村を参考に、さらに検討していきます。

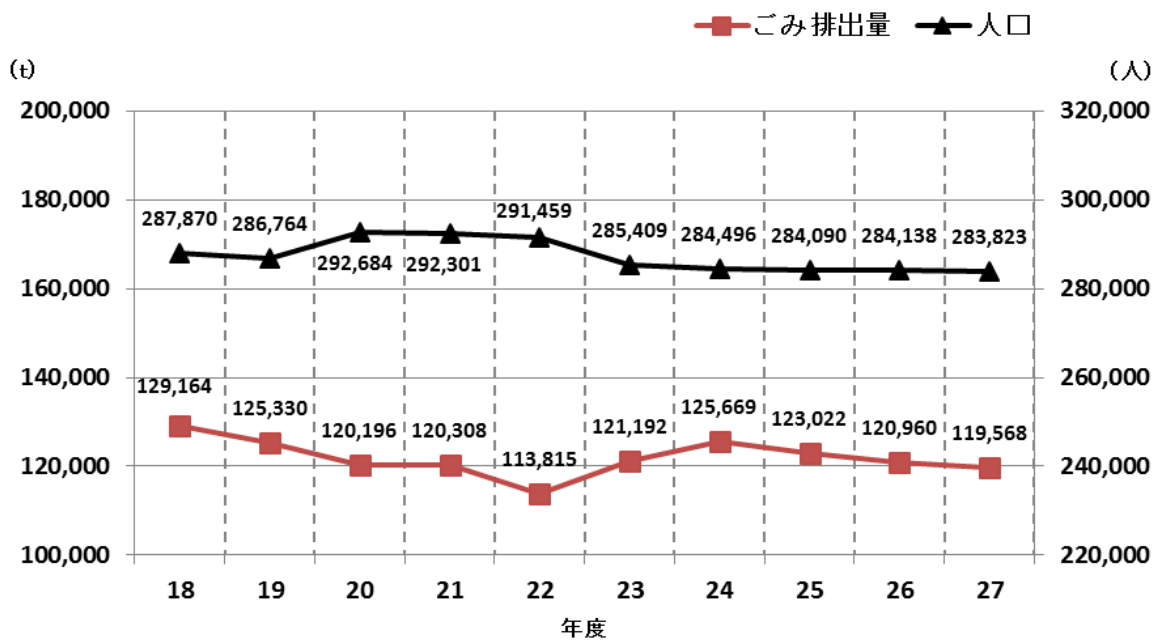
参 考 资 料

図－1 福島市のごみと資源物の流れ

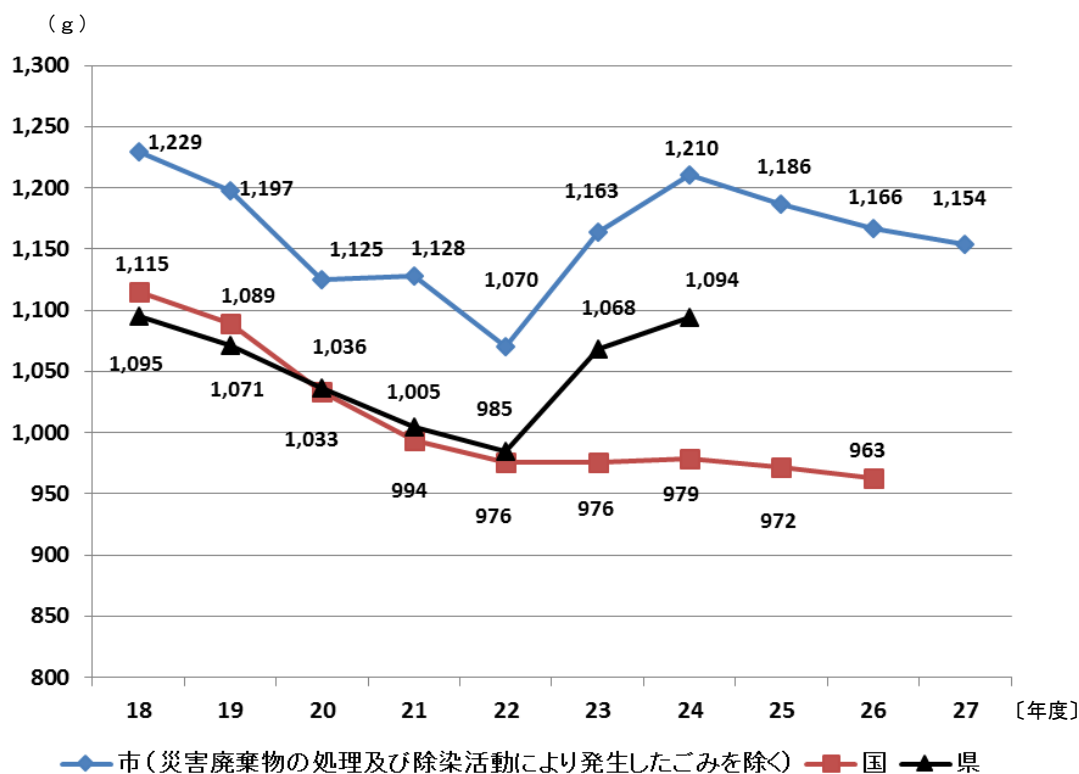


図－2 福島市のごみ排出量等の推移

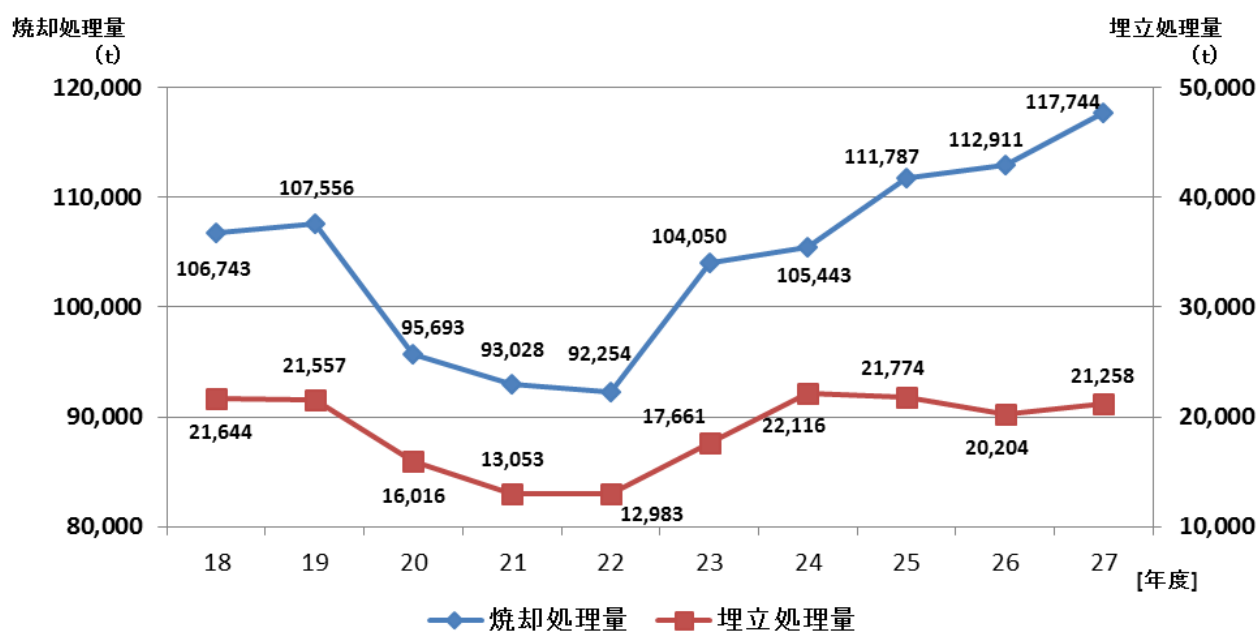
（災害廃棄物の処理及び除染活動により発生したごみを除く）



図－3 福島市の1人1日あたりごみ排出量の推移（国、県比較）



図－4 焼却量及び埋立処分量の推移



表－1 全国の状況

環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」によると、平成23年3月現在で、家庭系の可燃ごみの有料化を実施している市町村は、全市町村の約61%を占めている。また、有料化を実施している市町村のうち排出量単純比例型を採用している市町村は、約90%を占めている（表3-1-2）。

表 3-1-2 一般家庭から排出される可燃ごみの有料化を導入している市町村の数

都道府県名	全市町村数(A) 収集無しを除く	有料化市数(B)			有料化率 (B/A) (%)
		排出量単純従量型	※その他	計	
北海道	148	116	16	132	89.2
青森県	40	20	0	20	50.0
岩手県	33	1	0	1	3.0
宮城県	35	2	0	2	5.7
秋田県	25	13	1	14	56.0
山形県	35	28	2	30	85.7
福島県	59	26	1	27	45.8
茨城県	44	16	1	17	38.6
栃木県	27	11	0	11	40.7
群馬県	34	12	4	16	47.1
埼玉県	62	10	0	10	16.1
千葉県	54	32	3	35	64.8
東京都	62	21	12	33	53.2
神奈川県	31	3	1	4	12.9
新潟県	30	20	3	23	76.7
富山県	15	9	1	10	66.7
石川県	19	12	3	15	78.9
福井県	17	7	0	7	41.2
山梨県	27	8	0	8	29.6
長野県	77	41	17	58	75.3
岐阜県	42	27	7	34	81.0
静岡県	35	14	2	16	45.7
愛知県	57	18	2	20	35.1
三重県	29	6	0	6	20.7
滋賀県	19	11	1	12	63.2
京都府	25	11	1	12	48.0
大阪府	38	10	11	21	55.3
兵庫県	39	16	1	17	43.6
奈良県	38	23	3	26	68.4
和歌山県	29	24	1	25	86.2
鳥取県	19	19	0	19	100.0
島根県	21	18	3	21	100.0
岡山県	27	18	1	19	70.4
広島県	23	10	1	11	47.8
山口県	19	12	1	13	68.4
徳島県	23	15	1	16	69.6
香川県	17	16	0	16	94.1
愛媛県	20	13	3	16	80.0
高知県	28	25	2	27	96.4
福岡県	57	52	1	53	93.0
佐賀県	20	18	1	19	95.0
長崎県	21	16	4	20	95.2
熊本県	45	31	2	33	73.3
大分県	18	12	4	16	88.9
宮崎県	26	15	0	15	57.7
鹿児島県	41	17	0	17	41.5
沖縄県	39	27	3	30	76.9
全国	1689	902	121	1023	60.6

※その他…一定量無料型、多段階比例型等

(出所) 環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」

表－2 福島県内の状況（平成24年度「福島県の一般廃棄物処理の状況」より）

平成24年度ごみ処理手数料の実施状況（生活系）

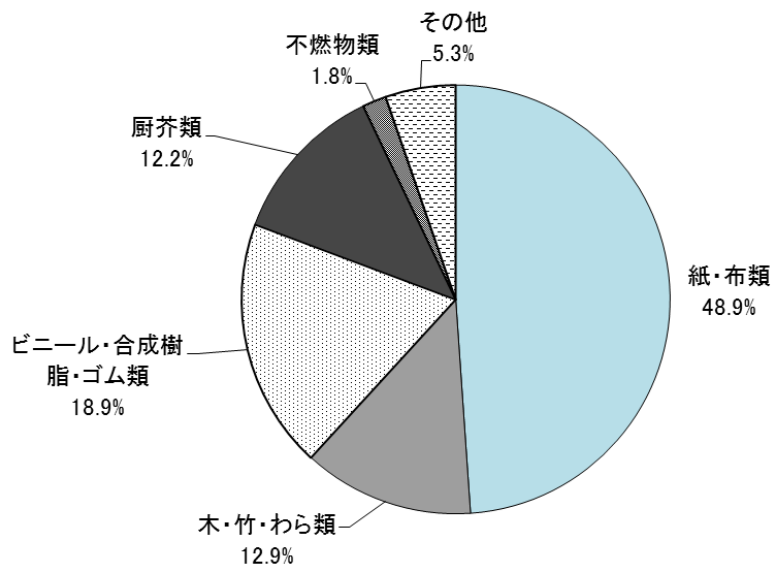
No.	市町村名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ
		有料	有料	一部有料	有料
1	二本松市				○
2	大玉村				○
3	本宮市				○
4	石川町	○	○		○
5	玉川村	○	○		○
6	平田村	○	○		○
7	浅川町	○	○		
8	古殿町	○	○		○
9	田村市	○	○	○	○
10	三春町	○	○	○	○
11	小野町	○	○	○	
12	白河市	○	○		○
13	西郷村	○	○		○
14	泉崎村	○	○		○
15	中島村	○	○		○
16	矢吹町	○	○		○
17	棚倉町	○	○	○	
18	矢祭町	○	○	○	
19	塙町	○	○	○	
20	鮫川村	○	○	○	
21	会津坂下町	○	○		
22	檜枝岐村				○
23	飯館村	○	○		
24	広野町	※	※	※	※
25	檜葉町	○	○	○	○
26	富岡町	※	※	※	※
27	川内村	○	○	○	○
28	大熊町	※	※	※	※
29	双葉町	※	※	※	※
30	浪江町	○	○	○	○
31	葛尾村	○	○	※	
32	いわき市				○
合計		23(27)	23(27)	10(15)	19(23)
%		39%	39%	17%	32%

(46%) (46%) (25%) (39%)

※年度内の収集実績がない市町村について、制度上の区分を表記

- ・記載のない市町村は有料化を実施していない市町村
- ・空欄部分は有料化していない種類
- ・資源物…紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）、紙パック、紙製容器包装、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック類（白色トレイを除く）、布類、生ごみ、廃食用油、剪定枝
- ・一部事務組合…No.1～3 安達地方行政組合、No.4～8 石川地方生活環境施設組合、No.9～11 田村広域行政組合、No.12～16 白河地方広域市町村圏整備組合、No.17～20 東白衛生組合、No.21 会津若松地方広域市町村圏整備組合、No.24～31 双葉地方広域市町村圏組合

図一 5 可燃ごみの組成（平成26年度）



表一 3 福島市における現在の資源物分別品目

分別	品 目
1	スチール缶、アルミ缶
2	紙パック
3	段ボール
4	新聞・チラシ
5	雑誌・本
6	無色びん、茶色びん、その他の色びん、リターナブルびん
7	ペットボトル
8	プラスチック製容器包装
9	その他の紙製容器包装

※リターナブルびんは別袋での協力依頼

表－４ 有料指定袋と単純指定袋について

有料指定袋	袋代に、ごみ処理費用を上乗せし販売するもの。 ごみ処理費用を含めて、市が単価を決めて販売する。 (県内では、田村市、白河市など)
単純指定袋	市が袋の規格(大きさ、種類、色など)のみを定め、その規格に合った袋を製造し販売するもの。 ごみ処理費用は含まれていない。(県内では、伊達市、二本松市など)

表－５ 単純従量型と一定量無料型等の料金体系比較

	単純従量型	一定量無料・多段階比例型
タイプ		
仕組み	<p>ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。</p> <p>ごみ処理手数料が上乗せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入する。</p>	<p>ごみの排出量が一定量となるまでは無料(二段階方式では低額の負担)であり、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。</p>
主な特徴	<p>〔仕組みの分かりやすさ〕 ごみを多く排出するほど、ごみ袋を多く購入する単純なシステムで仕組みが分かりやすい。</p>	<p>〔仕組みの分かりやすさ〕 指定ごみ袋を市民が入手する方法として、無料配布分と有料購入分の2つがあり、仕組みが複雑。</p>
	<p>〔ごみ減量意識や減量効果〕 経済的動機付け(インセンティブ)によるごみ減量意識が期待できる。 ごみ排出量の多少に関わらず手数料負担が発生するため、減量効果は大きい。</p>	<p>〔ごみ減量意識や減量効果〕 一定枚数が配布されるため、減量行動への動機付けが働かず、減量効果は発揮しにくい。</p>
	<p>〔負担の公平性〕 ごみを多く出す人ほど金銭的負担が大きくなるため、負担の公平性が図れる。</p>	<p>〔負担の公平性〕 一定枚数が配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られない。</p>
	<p>〔制度の運営に要する事務経費〕 有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、指定袋販売委託料等、有料指定袋制度運営のための一定額の事務経費が発生。</p>	<p>〔制度の運営に要する事務経費〕 有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、販売手数料等に加えて、一定枚数の無料の指定袋の配布量の調査・把握、保管等の事務量、経費等がかかる。</p>

表－6 東北の県庁所在地の状況

①有料化開始時期等

(平成26年度現在)

	秋田市				山形市			
人口	319,497人				253,402人			
世帯数	141,888世帯				99,621世帯			
有料化開始時期	① 可燃ごみ 平成24年7月1日 (可燃・不燃混合収集) ② 不燃ごみ 平成24年7月1日 (可燃・不燃混合収集) ③ 資源物 — ④ 粗大ごみ 平成9年4月1日				① 可燃ごみ 平成22年7月1日 ② 不燃ごみ 平成22年7月1日 ③ 資源物 平成22年7月1日 ④ 粗大ごみ 平成22年7月1日			
袋のサイズ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ	10ℓ	20ℓ	35ℓ	60ℓ
可燃ごみ	10円/枚 (可燃・不燃混合収集)	20円/枚 (可燃・不燃混合収集)	30円/枚 (可燃・不燃混合収集)	45円/枚 (可燃・不燃混合収集)	10円/枚	20円/枚	35円/枚	60円/枚
不燃ごみ	—	—	—	—	—	雑貨・小型廃家電 20円/枚	雑貨・小型廃家電 35円/枚	—
資源物	—	—	—	—	—	20円/枚	35円/枚	—
(埋立ごみ)	—	—	—	—	埋立ごみ 10円/枚	埋立ごみ 20円/枚	—	—

	仙台市			
人口	1,066,609人			
世帯数	485,883世帯			
有料化開始時期	① 可燃ごみ 平成20年10月1日 (可燃・不燃混合収集) ② 不燃ごみ 平成20年10月1日 (可燃・不燃混合収集) ③ 資源物 平成20年10月1日 実施 ④ 粗大ごみ 平成13年4月1日 実施			
袋のサイズ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ
可燃ごみ	9円/枚 (可燃・不燃混合収集)	18円/枚 (可燃・不燃混合収集)	27円/枚 (可燃・不燃混合収集)	40円/枚 (可燃・不燃混合収集)
不燃ごみ	—	—	—	—
資源物	8円/枚(15ℓ)	—	16円/枚	25円/枚

表－6 東北の県庁所在地の状況

②有料化後のごみ総排出量の変化

自治体名	有料化 開始年月	袋1枚あたりの 金額（可燃ごみ・ 不燃ごみ）	粗大ごみ 処理券の 金額	ごみ総排出量 (指数：実施前年度＝100%)			
				実施前年度 排出量 [Ⓐ]	実施年度 排出量 [Ⓑ] (([Ⓑ] - [Ⓐ])/ [Ⓐ] *100)	実施1年後 排出量 [Ⓒ] (([Ⓒ] - [Ⓐ])/ [Ⓐ] *100)	実施3年後 排出量 [Ⓓ] (([Ⓓ] - [Ⓐ])/ [Ⓐ] *100))
山形市	平成22年 7月	可燃ごみ 10ℓ 10円 20ℓ 20円 35ℓ 35円 60ℓ 60円 不燃ごみ（雑貨 品・小型廃家電類） 20ℓ 20円 35ℓ 35円 1ℓ=1.0円	券種 500円	80,361 t (100%)	77,212 t (△3.9%)	74,336 t (△7.5%)	77,328 t (△3.8%)
秋田市	平成24年 7月	家庭ごみ（可燃ご み・不燃ごみ混合） 10ℓ 10円 20ℓ 20円 30ℓ 30円 45ℓ 45円 ※有料化前の透明袋の 価格に上記金額（手数 料）を上乗せ 1ℓ=1.0円	券種 100円、 200円、 500円、 1,000円	132,305 t (100%)	132,404 t (△0.1%)	128,546 t (△2.8%)	124,770 t (△5.7%)
仙台市	平成20年 10月	家庭ごみ（可燃ご み・不燃ごみ混合） 10ℓ 9円 20ℓ 18円 30ℓ 27円 45ℓ 40円 1ℓ=約0.9円	券種 400円、 3000円	409,241 t (100%)	389,769 t (△4.8%)	366,785 t (△10.4%)	412,717 t (0.8%)

表－6 東北の県庁所在地の状況

③有料化後の1人1日あたりごみ排出量の変化

自治体名	有料化 開始年月	1人1日あたりごみ排出量（=総排出量／人口／365日又は366日） （指数：実施前年度＝100%）			
		実施前年度 排出量Ⓐ	実施年度 排出量Ⓑ （（Ⓑ-Ⓐ）／Ⓐ*100）	実施1年後 排出量Ⓒ （（Ⓒ-Ⓐ）／Ⓐ *100）	実施3年後 排出量Ⓓ （（Ⓓ-Ⓐ）／Ⓐ *100）
山形市	平成22年7月	774 g (100%)	740 g (△4.4%)	720 g (△7.0%)	721 g (△6.8%)
秋田市	平成24年7月	1,107 g (100%)	1,110 g (0.3%)	1,084 g (△2.1%)	1,084 g (△2.1%)
仙台市	平成20年10月	1,087 g (100%)	1,036 g (△4.7%)	972 g (△10.6%)	1,074 g (△1.2%)

表－7 他自治体の有料指定袋（可燃ごみ、不燃ごみ）及び粗大ごみ処理券の料金

自治体名	有料指定袋（1枚あたり）	粗大ごみ処理券	
		料金設定（上段） 料金区分（下段） ※単位：円	券種
日野市	可燃、不燃（1ℓ=2円） 5ℓ：10円、10ℓ：20円、 20ℓ：40円、40ℓ：80円	200～3,000	200円、400円、1,000円
		組み合わせ色々	
立川市	可燃、不燃（1ℓ=2円） 5ℓ：10円、10ℓ：20円、 20ℓ：40円、40ℓ：80円	1,000～2,000	300円、1,000円
		1,000、1,300、1,600、 1,900、2,000	
秋田市	可燃・不燃混合（1ℓ=1円） 10ℓ：10円、20ℓ：20円、 30ℓ：30円、45ℓ：45円	200～1,500	100円、200円、 500円、1,000円
		200、500、1,000、1,500	
山形市	可燃（1ℓ=1円） 10ℓ：10円、20ℓ：20円、 35ℓ：35円、60ℓ：60円	500～2,000	500円
	不燃（雑貨・小型家電）（1ℓ=2円） 20ℓ：20円、35ℓ：35円	500、1,000、2,000	
仙台市	可燃・不燃混合（1ℓ=約0.9円） 10ℓ：9円、20ℓ：18円、 30ℓ：27円、45ℓ：40円	400～3,000	400円、3,000円
		400、800、1,200、 1,600、3,000	
いわき市	—	510～1,530	510円
		510、1,020、1,530	
安達広域	—	1個あたり1,330	—



福島市廃棄物減量等推進審議会
会長 樋口良之様

福島市長 小林 香



ごみ処理有料化の導入について（諮問）

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の2の規定に基づき、下記について
諮問します。

記

1 諮問事項

ごみ処理有料化の導入について

2 諮問の主旨

国が平成25年5月に策定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」において、廃棄物等の発生抑制と循環利用等を通じた埋立量の削減、天然資源の投入量の一層の抑制とそれに伴う環境負荷の低減を進めるための方針が示されたことに伴い、本市においてもごみの減量化、資源化の取り組みを図ってまいりました。

しかしながら、平成18年度より減少傾向にあった福島市のごみ発生量は、東日本大震災後に増加、そして平成25年度には若干減少に転じはしたものの、市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量はまだまだ多い状況にあります。

また、最終処分場の残余容量には限りがあることや、焼却処理施設の負担軽減及び延命化を図る必要があることから、更なるごみの減量化・資源化を進めることは喫緊の課題になっています。

これらを踏まえ、貴審議会の答申を受けて平成26年9月に改定した「福島市一般廃棄物処理基本計画」においては、「市民、事業者、行政の協働による環境保全」を基本方針のひとつとして掲げるとともに、健全な財政運営の推進の立場からは排出量に応じた負担の公平性などを図る上で「経済的手法の導入」について検討することとしています。

つきましては、本市におけるごみ処理の有料化及びその導入にあたっての検討、また、ごみの減量化、資源化をより一層進めるための併用施策の検討について、ご審議いただきたく、諮問いたします。

3 諮問項目

- (1) ごみ処理有料化の是非について
- (2) ごみ処理有料化の実施内容について